

提 案 書

(教育福祉編)

～ 藤井寺塩梅計画 ～

藤井寺市の市木は[梅]である。

(概要版)

梅は寒さの中、百花に先がけて花を咲かせることから、厳しい状況でも笑顔を絶やさない人の意味を持ち、また梅の実は、やがて落ちて芽を出す事から、生命のしるしとされています。

子どもたちを力強く、また豊かに育てるために「ふじいでら あんばい計画」を提案する。

平成 21 年 3 月

藤井寺改革・創造チーム

(教育福祉グループ)

1．幼保一元化計画の背景

都市化や少子化・核家族化の進行とともに、地域の子育て機能は低下し始めている。こうしたなかで、就学前の教育・保育の重要な機能を担っている幼稚園・保育所は今、新たな役割が求められている。

幼稚園は学校教育法に基づき「学校」、保育所は児童福祉法に基づき「児童福祉施設」と設置根拠の法律が異なるが、子ども達にとっては初めての集団生活の場であり学びの場でもある。

本市における幼稚園・保育所の状況は、幼稚園においては、園児数が平成3年の704人をピークに減少し、平成20年度現在では545人とどまっている。

一方、保育所へのニーズは年々高まり、定員増などの対応をしており、待機児童が発生する場合もある。

しかしながら市財政が危機的な状況であることから、財政負担を増やせない状況にある。

国においては、平成18年度に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が施行され、「認定こども園」制度が始まった。認定こども園は、就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に提供する機能。地域における子育て支援を行う機能を有するものである。幼保一元化は行政のためではなく、子どものためにこそ行われるべきとの思いをもって推進する。

2．効果

幼稚園、保育所、両方のいい部分を積み上げ、全く新しい就学前の教育・保育を一体としてとらえた一貫した総合施設を築く。

保育所の利用者が子どもに充実した教育を受けさせたい。幼稚園の利用者が子どもを長時間預けたいなどのニーズに対応することができる。

幼稚園はカリキュラムに沿った継続性のある教育ができる。保育所は、長時間の保育で培った生活から子どもを見る目をもつ。双方の長所を組み合わせれば子どもにプラスになる教育、保育を提供できる。

地域における子育て支援の集中化を図ることができる。

3．目標

藤井寺西小学校が統廃合されたと仮定し、当該施設を幼保一元化施設として再活用することをはじめとし、市域で4か所程度の幼保一元化施設を整備する。それによって次代を担うすべての子どもたちが、健やかに育つ環境づくりを一層進め、総合的な子育て施策を展開することを目標とする。

4 . 藤井寺市型の幼保一元化施設等の概要

藤井寺西小学校の施設を利用して、次の機能を有する施設を整備する。

- 幼保一元化施設
- 地域子育て支援拠点機能
- 福祉的な機能
- 都市公園
- その他

主な内容は次のとおりである。

幼保一元化施設について

藤井寺西幼稚園、藤井寺南幼稚園、第三保育所、第七保育所を統合し、幼保一元化施設を設置する。

A.本市における幼保一元化施設の運営形態

子どもにとって望ましい環境をつくるという理念に立脚した施策を推進するためには、幼稚園、保育所ともに最低基準や設置規準などを遵守した「幼保連携型」が望ましいと考える。

B.本市における幼保一元化施設の運営主体

幼保一元化施設の運営については、市による公設公営を基本とし、幼稚園・保育所の人材の交流を図りながら、それぞれの特色ある活動を活かしながら、運営していく。

C.対象児童及び定員

対象年齢は0～5歳児とする。ただし0～3歳児については保育所の入所基準に該当するものとする。

対象地区は、保育に欠けない児童（幼稚園部分）については藤井寺南小学校区に在住するもの。保育に欠ける幼児・児童については藤井寺市域全域から入園可能とする。

定員は今後検討していく。

D.保育内容

保育内容は、文部科学省が定める幼稚園教育要領及び厚生労働省が定める保育所保育指針に則る。0～3歳児は藤井寺市立の他の保育所の保育内容と同じ。4・5歳児は藤井寺市立の他の幼稚園及び保育所の保育内容と同じとする。

地域子育て支援拠点機能について

子育ての不安や育児に悩む保護者に対して、育児相談、教育相談をはじめ、子育て教室の開催や子育てサークルの支援を行う、地域子育て支援拠点事業を実施する。

- (1) 子育て親子の交流、集いの場を提供すること。
- (2) 子育て・悩み相談に応じ、アドバイスを行うこと。
- (3) 地域の子育て関連情報を、集まってきた親子に提供すること。

福祉の観点から

高齢者と子どもたちの交流など、福祉的な観点から事業を展開する。

施設内に障害者、高齢者との交流の場を作る。

障害者の就労場所としてのカフェコーナーの設置(保護者の情報交換の場として利用)

市立老人福祉センター松水苑やアイセル シュラ ホールの高齢者憩いの場が行っているサービスを提供する。

都市公園

敷地のうち、利用しきれない部分については都市公園として整備する。

その他

幼保一元化施設への子どもの送迎用等に利用する、施設利用者用駐車場(停車場)の設置。公園部分・施設入口等への安全監視カメラの設置等の整備が必要になる。

5 . 今後の課題と進め方

幼児教育施設や子育て支援策を一元的に取り扱う組織体制の整備

幼保一元化を推進するため、幼稚園及び保育所に係る事務担当部局を統合し、市長部局と教育委員会部局双方の機能を併せ持つ部署を設置する。

(仮称)子ども未来課

「連携推進検討委員会(仮)」「ワーキンググループ(部会)」の設置

(仮称)子ども未来課を事務局として、準備会・委員会等を設置する。

幼稚園教諭と保育所保育士の交流

子どもを中心とした保育を実施するため、幼稚園教諭・保育士の研修交流を積極的に進める。また、今後幼稚園と保育所にまたがる異動を行っていく。

平成21年度から合同研修を実施していく。

統一カリキュラムの作成

幼稚園教育要領と保育所保育指針を基本とした就学前児童の育成方針を策定し、幼稚園と保育所の指導を統一したカリキュラムを作成する。

職員配置及び勤務体制

保育に必要な職員配置及び勤務時間体制の整備を図る必要がある。

保育士と幼稚園教諭が同一の勤務内容、条件となることから、職種の見直し及び給与の一元化を検討する必要がある。

保育料の設定

保育料の設定については、現行の幼稚園保育料や保育所保育料との整合を図りながら、開設までに設定する必要がある。

跡地利用の検討

第3 保育所及びぶくんだ公園については、駅前再開発用地とする。

第6 保育所及び老人福祉センター松水苑については、売却する。

藤井寺西幼稚園については、文化財遺物保管・整理場所とする。

藤井寺南幼稚園については、藤井寺南小学校の敷地として利用する。

建設に向けての年次計画の策定（既存施設改修として）

- | | |
|------|---|
| 初年度 | <ul style="list-style-type: none">・子ども未来課の設置・幼保連携推進検討委員会立ち上げ・基本計画の策定・統合幼稚園（保育所）の決定 |
| 2 年度 | <ul style="list-style-type: none">・実施計画の策定・跡地利用の検討・幼稚園教諭と保育所保育士の交流 |
| 3 年度 | <ul style="list-style-type: none">・設計業務委託発注・統一カリキュラムの作成・職員配置及び勤務体制の検討 |
| 4 年度 | <ul style="list-style-type: none">・施設整備工事業者選定及び工事開始・保育料の決定・関係条例の制定及び既存条例の改正 |
| 5 年度 | <ul style="list-style-type: none">・開園 |

6 . 将来構想

藤井寺西小学校跡地利用の幼保一元化施設を第1号として、市内に4か所の幼保一元化施設（大規模2か所・小規模2か所）を整備する。



1. 概要

藤井寺市内全ての市立小中学校での小中一貫教育を実施する。

本提案書の中では、以下のとおり表記する。

- 小中一貫教育(施設一体型)・・・「一貫教育」
- 小中一貫教育(施設一体型)校・・・「一貫校」
- 小中連携教育(施設分離型)・・・「連携教育」
- 小中連携教育(施設分離型)校・・・「連携校」

【 小中一貫教育校の2つの形態 】

小中一貫教育（施設一体型）		小中連携教育（施設分離型）
義務教育の小中学校9年間を一貫した教育課程と学校環境のもとで実施する。	定義	児童・生徒・教員の交流や合同の活動を通して小中学校間の円滑な連携をはかる。
9年間の一貫した教育課程編成	教育課程	6・3制のままで円滑な教育課程編成
一体的な学校経営	学校経営	各小中それぞれで学校経営
小中一貫校に配置された教員による9年間を通した一貫指導	指導体制	それぞれの小中学校に配置された教員が積極的な連携、交流を行いながら指導
同一敷地	校舎敷地	校地はそれぞれ独立
 <p>A 小中一貫校</p>	イメージ	 <p>B 中学校 C 小学校 D 小学校</p>

一貫校の設置

- ・市立第三中学校の施設を活用し小中一貫教育校を設置する。
- ・名称は、仮称「藤井寺市立小中一貫教育校（藤井寺東小学校・第三中学校）」とする。
- ・特認校制を利用し、通学指定校区のない学校とする。（市内全域から入学可能）
- ・施設一体型校開設に伴い旧第三中学校の校区を、藤井寺中学校と道明寺中学校に引

き継ぐ。

- ・募集定員は1学年80名とする。(1～9年生で20クラス、720名定員)
9年間を見通した指導を行い、カリキュラムを柔軟化するため構造改革特区の申請が必要になると考えられる。

連携教育の実施

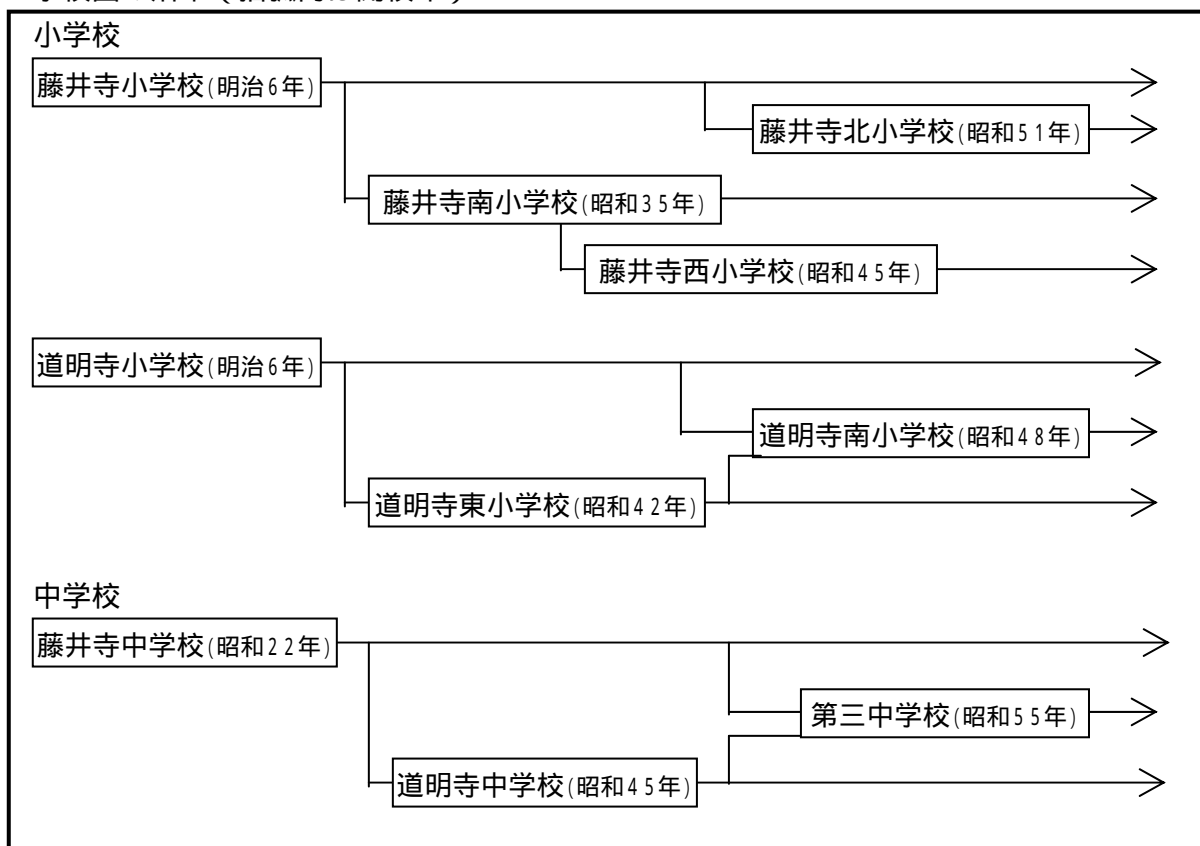
- ・藤井寺グループと道明寺グループで、小中連携教育を実施する。
- ・藤井寺グループは、藤井寺中学校と藤井寺北小学校・藤井寺小学校・藤井寺南小学校・藤井寺西小学校とで連携教育を行う。
- ・道明寺グループは、道明寺中学校と道明寺小学校・道明寺東小学校・道明寺南小学校とで連携教育を行う。
- ・教育目標や教育課程の統一を図り、「1つの学校」と機能する形態で教職員、児童生徒が積極的な交流を行いながら教育活動を展開する。

2. 本市の現状と問題点

沿革

本市の7小学校と3中学校の沿革は以下の通りである。

学校園の沿革(括弧内は開校年)



大規模校の抱える問題

< 藤井寺小学校 > 平成20年5月1日現在の在籍児童数 (人)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
164	158	176	170	170	143	981

- ・藤井寺小学校は運動場が狭隘な上に、クラス数が現在29クラスで31クラス以上の学校における教室の増設は国庫補助が出ない

< 道明寺小学校 > 平成20年5月1日現在の在籍児童数 (人)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
141	141	137	133	143	140	835

- ・道明寺小学校も運動場が狭隘な上にクラス数が24クラスと大規模化している。

校区の複雑さ

藤井寺中学校区	藤南小(全部)・藤西小(全部)・藤小(一部)
道明寺中学校区	道小(一部)・道南小(一部)・道東小(全部)
第三中学校区	藤北小(全部)・藤小(一部)・道小(一部)・道南小(一部)

- ・2つの中学校に分かれて進学する小学校(7小学校中3校)
= 藤井寺小学校・道明寺小学校・道明寺南小学校 =
- ・小学校生活から中学校生活へのスムーズな移行が難しい子どもが増加。仲間と別れての進学は、新しい中学校生活を進める上で子どもの心の負担増をもたらすことがある。(いわゆる中1ギャップ)

3. 小中一貫教育の意義

小学校から中学校に進学する際に、教育システムに戸惑いや負担を感じて学校生活に関する意欲が減少するいわゆる「中1ギャップ」を指摘されている。今日の子どもたちの発達に変化が見られ、思春期が中学生の時期から小学校高学年の時期に変化してきたことも原因の一つである。

そこで、小学校からスムーズに中学校生活に移行できる教育システムをめざし、義務教育9年間を見通したカリキュラムの中で、児童・生徒の発達段階に応じた学習指導および生活指導を行うことで、確かな学力を身に付け、一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育の充実を図る。

また、一貫教育校から情報発信を全ての小中学校に活かし、藤井寺市の学校教育の活性化を図ることが小中一貫教育の意義である。

小中一貫教育校のメリット

小学校、中学校の違いから生ずる子どもたちの心理的負担を軽減する。

9年間一貫した継続的な学習指導、生徒指導ができる。

9年間を見通し一貫したカリキュラムを編成・実施することができる。

9年間を見通して、子どもの個性や能力を伸ばす一貫した指導が出来る。

9年間の幅広い異年齢集団による活動や社会とかかわる活動を通して、豊かな社会性や人間性を育てることができる。

4 . 一貫校の設置

(1) 校区のない学校（特認校制の選択）

本市における一貫校を設置するに当たっては、「特認校制」を選択するものである。この学校は校区をなくし市内全域からの入学が可能であり、旧第三中学校の校区は藤井寺中学校と道明寺中学校に引き継ぐ。

藤井寺中学校の校区は、藤井寺小学校・藤井寺南小学校・藤井寺西小学校・藤井寺北小学校の範囲。

道明寺中学校の校区は、道明寺小学校・道明寺東小学校・道明寺南小学校の範囲。

(2) 募集方法及び定員

- ・募集定員は80名。1年生のみの募集。
- ・選考は抽選とするが、優先地域を設ける。
(林1丁目、林2丁目、大井1丁目、小山9丁目、西大井、沢田1丁目)
- ・定員に空きがあれば途中入学も可能とする。
- ・他の藤井寺市立の学校でいじめ等により転校を希望した場合、受け入れに配慮するものとする。

(3) 事業経費

この事業に係る経費は既存の施設を利用するため、一貫校にするための改修は最小限にとどめることができる。

- 校舎及び屋内運動場の耐震化
- 低学年向けの改修（手洗場の高さを下げる。）
- 給食配膳室の設置
- ダムウェーダー（給食リフト）の設置
- 屋内運動場の照明・天井の改修
- 校舎および屋内運動場の内外壁塗装

5 . 連携教育の実施

一貫校（第三中学校の施設利用）の取り組みを全市的なものとするために、藤井寺中学校と道明寺中学校の2校を核とする「施設分離型小中連携教育」を実施する。

これは、既存の小・中学校を存続させた形で、児童・生徒は現在の小・中学校に在籍しながら、現行の6・3制のもとで、9年間の一貫カリキュラムをとおして、小・中学校間の強固な連携と交流を図るものである。

グループ	中学校	小学校
藤井寺グループ	藤井寺中学校	藤井寺北小学校・藤井寺小学校・ 藤井寺南小学校・藤井寺西小学校
道明寺グループ	道明寺中学校	道明寺小学校・道明寺東小学校・ 道明寺南小学校

6．本市における小中一貫教育の目指すもの

一貫校では、9年間を見通し一貫したカリキュラムを編成・実施し、長期展望の中で、子どもの個性と能力の伸長を図る。

連携校では、一貫校の実践から得られた成果を反映させるなど、教育課程についての改善、工夫を絶えず行っていくことができる。

このことを通して、藤井寺市立学校全体を質的に向上させ、現在の学校教育が抱える諸課題を克服することを目指すものである。

7．今後の進め方

新規の小学校設置、教育課程の変更など専門的な要素が強いので、担当者レベルの実行組織を設置し、先進事例の研究、基本計画・実施計画の策定を行っていく必要がある。

(案)

教育委員会における協議

藤井寺市小中一貫教育推進準備会を立ち上げる。

藤井寺市小中一貫教育推進委員会を設置し、「小中一貫教育校を設置するための基本方針の策定」を諮問、答申

教育委員会による「小中一貫教育校を設置するための基本方針(案)」の協議

協議終了後、専門部会等を立ち上げる。